

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

467-8
15/3/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPTの法外ピーアズボ

22300032 横浜市中区日吉本町11302741 日吉グリーナー1F

Tel: 045-5635101 Fax: 045-5639907 e-mail: office@peacecitytong URL: <http://www.peacecitytong.org>

主筆 ■ 梅村宏道 編集長 ■ 湯浅一郎 郵便振替口座 ■ 00250-11-411882 「特定非営利活動法人ピースボート」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 156617100 「特定非営利活動法人ピースボート」

P5
共同声明

核兵器国の核軍縮努力はまったく不十分 NPT再検討会議へ軍縮方針示さず

2015年2月4～5日、ロンドンにおいて、核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国(P5。米国、ロシア、英国、フランス、中国)は、4月27日開幕のNPT再検討会議へ向けた会議を行った。2月6日、共同声明(3～4ページ・資料に全訳)が発出された。P5会議は「2010年NPT再検討会議における誓約の進捗について評価するため」に行われたが、共同声明は、「核軍縮の停滞」という現実をかえって浮き彫りにした。P5の立ち位置は、核兵器禁止・廃棄の法的枠組みの早期交渉開始を求める非核兵器国や市民社会の立場とは、依然として遠いところにある。

「P5プロセス」の概要

2008年のジュネーブ軍縮会議(CD)において、デス・ブラウン英国防相(当時)は、「2010年のNPT再検討会議に向け、核軍縮の検証に関する5核兵器国の技術的会議を主催したい。我々はそのような会議が核兵器国の相互信頼構築を強めることを期待する」と他のP5諸国に呼びかけた。そしてP5は2009年、ロンドンで会議を開いた。

その後、2010年NPT再検討会議を経て、11年：フランス、12年：米国、13年：ロシア、14年：中国と、P5諸国がそれぞれ主催し、会議が開かれてきた。今回の15年の英国主催による会議で通算6回目となり、P5プロセスは「2サイクル目」に入った¹。

「英米安全保障情報評議会」(BASIC)の報告書²は、P5会議は、「NPTの歴史において、核兵器国が核不拡散体制の強化とともに、核軍縮に関する具体的な議論を行う初めての場」であり、核兵器国間の情報共有と相互信頼構築が主要な目的であると述べている。P5プロセスにおいては、英国が核軍縮の検証問題を、フランスが核軍縮履行状況の共通の報告枠組み(「標準様式」)の作成を、中国がP5間の相互信頼に資する核兵器に関する「用語集」の作成を、それぞれ主導してきた。その概要は以下のとおりである。

核軍縮(核兵器解体)の検証問題

英国はこのテーマについて、P5プロセス開始以前の07年から、非核兵器国であるノルウェーと共同で検討してきた³。英国以外のP5諸国は、核軍縮の検証に非核兵器国が関与することで得られる利点に対して懐疑的である。英・ノルウェーによる検討作業はP5プロセスとは離れた形で行われており、P5会議ではその報告および情報共有がなされるに留まっている⁴。

核軍縮履行報告の「標準様式」

この課題については、フランスが主導してきた。2010年NPT最終文書の「行動21」は、核兵器国に対し、核軍縮の履行状況を報告するための共通の「標準様式」をできるだけ早期に合意し、

今号の内容

P5、特権に執着

<資料>ロンドンP5会議の共同声明(全訳)

パグウォッシュ会議会長の共同声明

米議会、グアム移転予算の凍結解除

<資料1>グアム予算に関する議会対応の経緯

<資料2>2015会計年国防認可法 第2821節
(抜粋訳)

【連載】被爆地の一角から(87)

「過去に向き合う真の勇氣」土山秀夫

提出することを勧告した⁵。P5は、5回目となった北京での会議(14年4月14～15日)において、標準様式に合意し、14年NPT準備委員会に報告を行った。P5の標準様式は、核軍縮、不拡散、平和利用の国内措置に関し、様式の大枠は一致させたが、国によって記載事項が異なり、極めて不十分なものであった。12年4月には、日豪主導による「不拡散・軍縮イニシアティブ」(NPDI)⁶が、弾頭数や種類、運搬手段、核ドクトリン、政策見直し計画などの、より詳細な項目を含む標準様式案⁷を提起している。しかしP5がその案を参考にした形跡はみられない。

核兵器「用語集」の作成

中国が主導し、作成作業が進められてきた。核兵器関連用語の言語間の翻訳において、多義的な意味を持つ用語を統一し、相互理解の円滑化を図ることが重要とされてきた。中国が用語集作成プロセスを開始した時点では2,000を超える用語がリスト化されたが、現時点では200～300の用語にまで統一が進んでいるとされる⁸。共同声明は、「P5は、第9回(2015年)NPT再検討会議に向けて、(用語集の)第1版をリリースする意向」と言及した。

中東非大量破壊兵器(WMD)地帯会議

米、英、ロシアは、中東非大量破壊兵器(WMD)地帯会議の招集者であり、P5プロセスにおいても議論を主導している。同会議は、2010年NPT最終文書が2012年の開催を要請したが、繰り返し延期されている。中東情勢や米口間の緊張関係などが影響し、開催の見通しは立っていない。

P5共同声明——目に見える進展なし

ロンドンP5会議は、2010年合意の核軍縮義務の履行状況がどのように報告されるかが最大の関心事であった。NPTのコンセンサス・ルールの下でP5も同意し採択された、**2010年最終文書「行動5」**に盛られたP5への7項目の履行勧告の概要は、以下のとおりである⁹。

- a. 速やかな備蓄核兵器の総体的削減。
- b. 種類や場所を問わないあらゆる核兵器の問題への対処。
- c. 軍事・安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減。
- d. 核兵器使用の防止および究極的廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策の検討。
- e. 核兵器システムの作戦態勢の緩和。
- f. 核兵器の偶発的使用の危険性の低下。
- g. 透明性および相互信頼の向上。

そして「核兵器国は、上記の履行状況につい

て、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する」とされている。

P5ロンドン共同声明の内容をまとめると以下のようになる。

- 共同報告枠組み(標準様式)および核用語集にP5が合意したことを歓迎。
- NPT再検討会議において、3本柱のバランスのとれた建設的成果を得るために、すべての締約国と協働する。
- ステップ・バイ・ステップ(漸進的)アプローチは、核兵器のない世界の達成に向けた現実的かつ実質的な唯一の道筋である。
- 核軍縮の更なる展望を論じるにあたっては、グローバルな戦略的安定性に資するすべての要素を考慮することが求められる。
- 核兵器使用による深刻な結果に関する理解を共有し、偶発的事態の予防を決意する。
- 非核兵器国に対する安全の保証(消極的安全保証)に関する既存の誓約を再確認する。
- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に取り組む。そのための2010年最終文書の誓約を想起する。すべての国の核爆発実験モラトリアムの継続を求める。
- ジュネーブ軍縮会議(CD)非公式作業部会による作業計画の取り組みを歓迎。
- 核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始。
- 非核兵器諸国と事前討議を行うとともに、P5会議の一部セッションに初めて招待した。市民社会との意見交換を行った。
- イラン核開発計画の包括的な和解交渉への継続的なコミットメントと、IAEA保障措置強化の重要性。
- 中央アジア非核兵器地帯条約議定書へのP5の調印を歓迎。東南アジア非核兵器地帯条約議定書への署名への期待。中東非大量破壊兵器地帯会議開催のための召集者(米、英、ロ、国連事務総長)およびファシリテーターによる努力への全面的な支持と、地域諸国への努力強化を要求。
- NPT脱退の権利濫用に関するNPT再検討会議における提言に期待。
- NPT締約国の核エネルギー平和利用の促進。

P5は、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチが「核兵器のない世界の達成に向けた現実的かつ実践的な唯一の道筋」であるとの従来の姿勢を繰り返した。このことは、実質的な核軍縮は停滞を続けているという現実を示している。

14年NPT準備委員会では、新アジェンダ連合

(NAC)が作業文書を提出し、NPT第6条に基づく、核兵器の禁止および廃棄のための法的枠組みの諸オプションを初めて提示した。そして、14年準備委員会の議長勧告は、「明確な達成基準や時間軸をとまなう」、「包括的で、交渉された法的拘束力のある枠組み」に言及した。以降、市民社会からもいくつかの法的枠組みに関する提案がなされている¹⁰。2010年NPT最終文書では、①核兵器の非人道性、②核兵器禁止・廃棄のための法的枠組みの必要性、の2つの重要なテーマが初めて明記された。5年経った現在のP5の姿勢は、①については若干の留意がなされているものの、実質的に「核兵器のない世界」へと歩み出すプロセスの入口となる②については、依然として議論をすること自体を回避するというものである。

非核兵器国と市民社会が鍵

P5プロセスは、核兵器国間における相互信頼を高めることにより、不拡散体制を強化し、偶発的核使用を回避するといった点で意義は小さくない。しかし、P5プロセスは透明性が低く、核軍縮に関する議論の進展は非常に緩慢としている。今回の共同声明においても、核兵器保有の継続をはかろうとしているP5の意思が見える。

核兵器国と非核兵器国の間の対立構造の激化は、結果として核兵器のない世界をさらに遠方へと追いやりかねないことにも留意しつつ、このような共同声明が発出されたいま、来たるNPT再検討会議に向けて、P5に具体的行動を迫る非核兵器国や市民社会の圧力を強めることが求められている。

核兵器の非人道性に関する共同声明や国際会議を通して推進されてきたアプローチは、P5も言及せざるを得なくなるだけの影響力を持つまでに至っている。14年12月の非人道性に関するウィーン会議を主催したオーストリアは、同会議において、すべてのNPT締約国が法的枠組みを追求することを求める、「オーストリアの誓約」¹¹を発表した。同国は、同様の文書をNPT再検討会議に提出するために、1月中旬からすべての国連加盟国に賛同を求めている。これに対し日本は、米国からの不賛同の働きかけを受け、賛同しない方針を固めたと報じられている¹²。「唯一の被爆国」である日本の行動が国際社会に及ぼす影響は大きい。日本政府が賛同するよう、私たち市民は求め続けていく必要がある。

(塚田晋一郎) 

注

- 1 本誌第381号(11年8月1日)に11年、第405号(12年8月1日)に12年の共同声明全訳。
- 2 英米安全保障情報評議会(BASIC)報告書「背景説明：『P5プロセス』の経緯および2015年の見通し」、15年1月。 www.basicint.org/sites/default/files/basic-2015-p5-background_0.pdf
- 3 本誌第361号(10年10月1日)。
- 4 2と同じ。
- 5 本誌第451号(14年7月1日)。
- 6 10年9月、日本およびオーストラリアが主導し、両国およびカナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦の10か国で発足。13年9月にフィリピン、ナイジェリアが加わり、現在12か国。
- 7 本誌第403号(12年7月1日)に全訳。
- 8 2と同じ。
- 9 全文はピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議—市民社会からの総括」。
- 10 本誌第465号(15年2月1日)。
- 11 本誌第462号(14年12月15日)に全訳。
- 12 「共同通信」、15年3月13日。

【資料】ロンドンP5会議における核兵器国共同声明(全訳)

2015年2月6日

英国、中国、フランス、ロシア、米国

NPT核兵器国(NWS)であるP5は、2010年NPT再検討会議における誓約の履行の進捗を評価し、P5プロセスの次の段階を議論するために、2015年2月4～5日、ロンドンに参集した。とりわけP5は、長期的行動のためのロードマップとしてコンセンサスによって採択された2010年行動計画の履行について検討した。P5はまた、NPTの三本柱、すなわち、軍縮、不拡散、原子力平和利用のすべてを前進させることに関連する諸問題を幅広く検討した。加えて、P5は、非核兵器国および市民社会の代表と、建設的かつ生産的な議論を行った。

P5は、NPTの目標に合致する核兵器のない世界を達成するための自らの誓約

を再確認しつつ、P5プロセスが、多国間核軍縮に向けた進展のために不可欠なP5相互の信頼及び透明性向上を進展させることにおいて貢献してきたことを振り返った。プロセスの第2サイクルの開始にあたって、P5の全ては、各国が少なくとも1度は主催し、定例化された対話を持ってきたことの意義に留意した。P5は各会議が前回の会議の成果と、包括的核実験禁止条約のような事項に対する会議間の取り組みによってなされた蓄積の上に立って開催されてきたこと、共通の報告様式および核用語集にP5が合意したことを歓迎した。これらは全て2010年行動計画の履行に貢献した。

2015年会議において、P5は、NPTは引き続き核不拡散体制の礎石、核軍縮追求の基礎であり、国際安全保障および安定に対して必要不可欠な寄与をもたらすものであるとの確信を再表明

した。P5は、共同声明の作成を念頭に、NPT準備委員会プロセスを、再検討サイクルの過程全体にわたって評価し、来る2015年再検討会議について討議した。P5は、再検討会議において、相互に補強し合う3本柱のバランスのとれた建設的成果を得るために、すべてのNPT締約国と協働する所存である。

P5は、核軍縮のためのステップ・バイ・ステップ・アプローチが、国際的安定および平和を促進し、すべての国の安全保障を減ずることなく増大させ、核兵器のない世界を達成するための唯一の現実的かつ実際的な道筋であることを再確認した。この立場にたって、P5は、国際安全保障、戦略的安定性、および核ドクトリンに関する相互理解を高めるために、これらに関連する諸問題について討議した。その中には、新START(戦略兵器削減条約)の履行の最新状況と、ロシア連邦および米国の両国に

における検証の経験が含まれた。NPTの発効以来、ステップ・バイ・ステップ・アプローチによって、核兵器国は冷戦のピーク時から、核兵器数を削減してきたことが留意された。P5は、現存する法的拘束力のある軍備管理、不拡散および軍縮に関する諸合意および諸義務の完全な遵守が、国際平和および安全保障の不可欠な要素として重要であることを再確認した。

P5は、核軍縮のための更なる展望を論じるにあたっては、グローバルな戦略的安定性に資するすべての要素を考慮することが求められることを強調した。P5は、戦略的安定性に関する率直かつ建設的な対話に関与することの重要性を強調した。

P5は、核兵器使用による深刻な結果に関する理解を共有することを再表明し、偶発的にそのような事態が起こることを予防する決意を強調した。P5はまた、国連安保理決議984(1995年)に従い、(テロリストまたはその他による)核攻撃の被害者になる可能性のあるNPT非核兵器国への援助に備えることを含む、核兵器の使用または使用の威嚇に関する安全の保証のための既存の誓約を再確認した。

P5は、包括的核実験禁止条約(CTBT)発効を達成するための努力に関して議論し、CTBTの早期発効および普遍化に向けた具体的措置を促進するとして2010年NPT再検討会議最終文書における誓約を想起した。P5は、すべての国に対し、いかなる核爆発実験のモラトリアムをも維持するよう求めた。P5のすべての国が、そのような自発的モラトリアムを適切に実施していることが留意された。国際監視制度の改善および維持に関する、P5による協力が評価された。P5は、国際監視制度に対する医療用アイソトープ生産の影響の最小化に関する共同声明を発出する意志がある。さらに、すべてのP5国が機器、人員、役務を提供して実施されたヨルダンにおける2014年大規模統合野外演習が成功裏に完了したことにとりわけ留意する。P5は、査察体制強化を目的とする定例技術会議の継続、および立入検査における放射性核種測定におけるデータの質を向上させるためのワークショップの開催を決定した。

P5は、ジュネーブ軍縮会議(CD)および軍縮委員会を含む国連の軍縮機構に対する全面的な支持を再表明した。CDにおける作業計画に関するコンセンサスの長期にわたる欠如に対する失望を共有しつつ、P5は、2014年会期の活動が

強化されたこと、とりわけ会議日程中にすべてのCDの議題に関する非公式の実質的議論がなされたこと、および、実質が堅固で、かつ時の経過に耐えうる進歩性を有する作業計画の作成を追求した非公式作業部会の努力を歓迎した。P5は、CDにおける前進のための方策を議論し、CD/1299(訳注:「シャノン報告」)およびその委任事項に基づき、非差別的、多国的かつ国際的で、効果的に検証可能な、核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約(核分裂性物質カットオフ条約(FMCT))を直ちに交渉開始することを含む、包括的でバランスのとれた作業計画への支持を再表明した。P5は、これに関連して国連総会決議67/53によって設立された政府専門家グループが現在行っている議論の重要性を強調した。

P5はまた、より広範な軍縮コミュニティとの協働を拡大すべきであることを決定した。そのために、P5会合の一部である状況説明と討議セッションに、多数の非核兵器国が初めて招待された。P5は、いくつかのNPT関連事項に関する議論を深めるために、会合に説明文書を事前配布し、次の再検討サイクルのための重要な措置を準備するにあたっては、非核兵器諸国との間でこの数か月間に行ってきた討議の蓄積の上にたち、このような討議の継続を希望することを表明した。加えて、市民社会にP5と意見を交わす機会を提供するためのアウトリーチイベントをチャタムハウスと連携して開催した。

P5の共同作業の重要な焦点として核用語集に関する討議が行われ、進展が得られた。P5は、第9回再検討会議に向けて、第1版を発表する意向を表明した。P5は用語集を、必要に応じて改訂・更新していく意向である。

P5は、いくつかのP5メンバーから提供されたものを含め、2国間及び多国間の、軍縮の検証に関するプロジェクトについて最新情報を得た。

P5は、不拡散体制への挑戦に平和的かつ外交的な解決策を見出す必要性を改めて表明した。P5はイラン・イスラム共和国とP5+1の間の継続的な外交プロセスを歓迎し、イランの計画が完全に平和的な性格のものであることを保証する包括的な和解交渉への継続的なコミットメントを強調した。国際原子力機関(IAEA)とイランの間の対話については、軍事分野に関連する可能性のあるものを含め、すべての未解決の問題を解決するために、全面的な協力が

緊急に必要なことに留意した。さらにP5は、朝鮮半島の核問題への外交的解決のために、2005年9月19日の6か国協議共同声明に従って、検証可能で不可逆的な非核化を完全に達成するための決意を強調した。

P5は、IAEAの保障措置制度の維持および強化の重要性を強調した。議論には追加議定書の普遍化といった課題が含まれた。

非核兵器地帯の議論において、P5は、2014年の中央アジア非核地帯条約の議定書の調印を歓迎し、その後のフランスと英国による批准および、その他の国による議定書発効に関連する取り組みに留意した。P5はまた、東南アジア非核地帯条約の議定書への署名が進捗されることへの期待を表明し、未解決問題の解決策を見つけるために、条約締約国が建設的に関与し続けることを奨励した。さらに、P5は、中東非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を開催するためのファシリテーターの努力と、共同招集者への全面的な支援を再確認し、すべての地域諸国に対し、会議の開催についての合意に達するための努力を強化することを求めた。

P5は、NPT脱退問題に関する議論を継続した。すべての締約国は、第10条1項の規定により、脱退する権利を持っていることを留意しつつ、P5は、再検討会議が、脱退権の濫用の可能性に関する勧告について合意することへの期待を表明した。

P5は、NPT締約国が同条約第1条、第2条および第3条と整合しつつ核エネルギーの平和利用を促進するためのP5各国の行動を評価し、技術協力プログラムを含む当分野におけるIAEAの諸プログラムへの支持を再確認した。

核兵器国は、NPTの義務を前進させるための対話を継続することへの期待を表明した。P5は、次のP5会議を主催するフランスの寛大な申し出を歓迎した。P5は、コンセンサスによるバランスのとれた2015年再検討会議の合意がなされることへの期待を表明した。それはNPTを強化するためのP5の継続的な取り組みを強化するものになるであろう。

www.gov.uk/government/news/joint-statement-from-the-nuclear-weapon-states-at-the-london-p5-conference

(訳: ピースデポ)

パグウォッシュ会議会長ら2氏が共同声明

「岐路に立つ核兵器条約」(全訳)

ジャヤンタ・ダナバラ、セルジオ・ドゥアルテ 2015年2月6日

2015年2月6日、4月から始まる15年NPT再検討会議を前に、「科学と世界の諸問題に関するパグウォッシュ会議」の会長であるジャヤンタ・ダナバラと評議員のセルジオ・ドゥアルテが共同声明を発表した。過去の再検討会議で議長を務めた2人による声明は、「核兵器のない世界」へ向けて15年再検討会議が成果を上げるべく具体的な行動を呼びかけている。(編集部)

核不拡散条約は国際の平和と安全保障の要である。しかし、それはしばしば当然のこととされているが、条約の重要な要件をめぐる加盟国の立場は分裂したままである。4月、国連は条約とその将来を評価するために重要な「再検討会議」を開催する。過去2回の議長を務めたことのある私たちは、同会議が良い成果が得られるよう力強い支援を行うことを表明したい。それは、我々全てが核兵器のない世界に近づくために必要なことである。

1985年まで、NPT再検討会議は事実経過の最終文書を採択しさえすれば、成功と見做されていた。核兵器国側には核軍縮に対する情熱が引き続き欠如していたが、冷戦終結後の新たな前進への希望が条約への関心を高める誘因となった。それでもなお、条約加盟国は着実に増えていった。

1995年の再検討・延長会議は、強化された再検討プロセスを採択し、条約上の義務の達成度を評価するための規準を伴う、原則と目的を合意したことによって、新たな地平を切り開いた。中東非大量破壊兵器地帯の設立に関する決議の採択とともに、これらの合意によってNPTの無期限延長が可能となった。90年代の終わりまでに非加盟国は4か国を残すのみとなり、2000年の再検討会議では、核軍縮を前進させるための13項目の「体系的かつ前進的な努力に向けた実際的な諸措置」を採択することができた。

しかし、大きな影がこれらの成果を覆い隠した。いくつかの核兵器国は「13項目の措置」を否認した。このことは、非核兵器国間に不信を拡大した。核軍縮と不拡散という両誓約が遵守されていないことへの懸念とともに、他の重要な相違と国際政治環境の悪化が、2005年再検討会議の結果を運命付けることとなった。

しかしながら、NPTの支持者たちはこれら障害の多くを乗り越え、新たな協調の精神によって2010年再検討会議の最終文書を採択することを可能にした。この最終文書には、核軍縮に関する22項目を含む64の具体的措置からなる行動計画が含まれていた。この文脈において、最終文書は、核兵

器国が核軍縮につながるよう保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を再確認した。この会議はまた、中東非大量破壊兵器地帯を追求する必要性についても再確認し、そのような地帯の設立に向かうために、2012年に会議を開催することを含む5つの実際的な措置を支持した。

このようにして、来る2015年再検討会議のための舞台は用意された。同会議は2010年の行動計画の履行を検証するであろう。今回もまた、見通しは楽観できそうにない。この会議まで数ヶ月が残されている中で、全ての課題、とりわけ核軍縮に関する進展の欠如あるいは不十分さ、中東に関する2010年勧告の履行に関する明白な進展の欠如、そして情勢の悪化(米伊関係、イラン、シリア及び中東)によって、懐疑主義が拡大している。その上、多国間軍縮交渉の主要な場であるジュネーブ軍縮会議は、20年近くも行き詰まったままである。

NPT加盟国は条約の一体性と信頼性に対するリスクの増大を危惧している。多くの国が、条約の軍縮義務と不拡散義務の間の基本的な不均衡を指摘している。核兵器のグローバルな拡散を止めるという観点から、条約とその検証システムは極めて有効であった。しかしNPTは、加盟国が約束した他の誓約、とりわけ核軍縮に関する誓約の遵守を検証し促進するいかなる効果的な検証手段ももたらさなかった。

いくつかの国は、再検討プロセスの有効性は尽きていると主張し、条約の履行を監視し、説明責任を確かなものとするための恒常的なメカニズムの創設を提案している。他の国は、2010年行動計画を基礎にすべきであり、現存する諸誓約の履行のための時間枠に合意する必要があると考えている。加盟国の大多数は、市民社会組織に支えられて、あらゆる核爆発がもたらす結末を強調しており、いくつかの国は核兵器使用の禁止を要求している。しかしながら、ほとんどの核兵器国はそうした努力に近づこうとしなかった。重要で建設的な成果をあげることに失敗するならば、NPTの外側での解決

を追求する新たな圧力が生まれるだけであろう。

緊急措置: 私たちは多国間の核軍縮及び不拡散努力を再生させるためには、以下の諸措置が、至急必要であると考え。a) 発効に必要な残り8か国による包括的核実験禁止条約の批准、b) 中東非大量破壊兵器地帯に関する決定的な進展、c) 核抑止ドクトリンへの依存の低減、d) 進行中の核戦力の削減とNPT上の核軍縮義務との間の法的連関の確立、e) イランの核計画をめぐる疑惑の十分な解決、f) 非核兵器国に対する信頼できる消極的安全保証、g) 核物質に対する改善された国家的・国際的管理、及びh) 核兵器の使用がもたらす結末に関する多国間の議論への全ての核兵器国の真剣な関与。

更なる行動: NPTの創設以来達成されてきた、法的及び政治的合意の全体構造の崩壊の危険性を拡大させることなく、現状を長く維持することはできない。核兵器国も非核兵器国も等しく、NPTが課す全ての義務と政治的誓約を誠実に履行する責任がある。

2015年再検討会議は、この目的を育成するために交渉し、政治的合意を採択することができる。第4回国連軍縮特別総会は、それを促進し強化する方法と手段を勧告することができる。検証可能で法的拘束力のある不可逆的な核軍縮への誓約が、核兵器のない世界を支える普遍的でかつ差別的でない体制を確立するために必要である。

ジャヤンタ・ダナバラは、科学と世界の諸問題に関するパグウォッシュ会議の会長である。彼は、元軍縮問題担当国連事務次長、元駐米スリランカ大使であり、多くの外交職を歴任している。ダナバラは、歴史的な1995年NPT再検討・延長会議の議長を務めた。

セルジオ・ドゥアルテは、パグウォッシュ評議員である。彼は、元国連軍縮問題上級代表であり、多くの外交職を歴任し、いくつかの国のブラジル大使を務めた。2005年、ドゥアルテは第7回NPT再検討会議の議長だった。

https://pugwashconferences.files.wordpress.com/2015/02/20150205_npt_dhanapala_duarte_fin.pdf

(訳: ピースデポ)

米議会、グアム基地建設予算の凍結を解除 —軍は「二つの基地」を手に入れるのか

2014年10月17日の知事選で、沖縄県民は海兵隊普天間飛行場の県外移設、辺野古への代替施設建設反対を訴える翁長雄志氏を選出した。この民意に背を向けて政府は代替施設建設海域の埋め立てを強行している。メディアは熾烈さを増す住民と国の対決を報じ、沖縄県外でも呼応する市民の行動が活発化している。

グアム建設予算にゴーサイン

14年12月、米議会では普天間と沖縄の将来に深く関わる重要な決定がなされた。12月2日に成立し12月19日に発効された2015会計年国防認可法(2015NDAA)は09年以来5年以上にわたって続いてきた沖縄からグアムへの海兵隊移転のための建設予算の凍結を解除する条項を含むものであった。

国防総省が本格的な予算要求を開始した09年以来、同予算は議会における論争的となっていた。

論争の構造は、大きくは、国防総省の予算要求を支持する共和党多数の下院と、国防総省の基本計画(マスタープラン)、軍態勢全体との整合性、グアムの貧弱な社会インフラの改善策が不明確であることなどを理由に反対ないし慎重な姿勢の民主党多数の上院との間での意見の不一致であった。加えて、オバマ政権が打ち出した軍態勢の「リバランス」路線によって、06年ロードマップの「海兵隊グアム移転」の前提の見直しも余儀なくされたことがある。そして言うまでもなく、米経済の不調が続く中で軍事予算も長期的な減額圧力から自由ではありえないという事情があった。資料1には、グアム建設関連予算を巡る06年以来の議会の動向をまとめた。

12月議会でも、上院と下院との溝は埋まることはなかったが、最終的には上院側が支出凍結条項を取り下げ、その代わりに建設予算総額に上限額(87億2500万ドル、「グアム協定」に基づく日本の負担31億ドル余を含む)を設定することによって妥協が成立した(資料2「両院合同説明文書」参照)。

沖縄とグアムに二つの基地？

この妥協の理由については詳らかにされていない。だが、次のような力学が働いたであろうことは想像がつく：1) 8月に国防総省から議会にマ

スタープランが提出されたこと、2) 11月の中間選挙で上下院ともに野党共和党が多数派になったこと、そして3) 日米同盟に熱心で(沖縄を除いては)支持率の高い安倍内閣の在任中にできるだけ事態を進めておきたいと議員たちが考えたこと、である。長く上院軍事委員長を務め、舌鋒鋭く国防総省の不首尾を指摘してきた長老・カール・レビン元議員が引退を決め、民主党側の求心力が衰えたことも無関係ではなかろう。レビン議員はたんに予算や安全保障上の合理性だけでなく、普天間代替施設を巡る沖縄の苦難を見て「沖縄とグアムに二つの大規模基地を作ること」に疑問を投げかけてきた人であった。

資料1を読めばわかるように、今回支出凍結が解除されたのは軍事建設予算、つまり基地の「フェンスの中の」整備予算のみであり、「フェンス外」のプロジェクトについては支出凍結が継続される。すなわち、11年の政府説明責任局(GAO)報告書¹が指摘する次のような事情は解決の糸口が見えない。「グアムの基地増強に伴う施設外で必要とされるインフラ計画の資金の調達におけるグアム州政府の責任は大きい。それには、基地外道路、ユティリティの整備が含まれ、約32億ドルが必要と推計されている。」

2014年までに海兵隊9000人と家族はグアムに移駐するとの06年「ロードマップ」の誓約は基地負担に苦しむ沖縄県民に決して小さからぬ期待を抱かせた。しかし12年4月の日米合意²で、普天間代替施設とグアム移転の「パッケージ」が解消された上、移転する海兵隊員数は5000人に縮小された。移駐時期も「14年以降のできるだけ早い時期」に先送りされた。この合意は米国に「沖縄の負担軽減」という命題に束縛されることなくグアムの基地建設を進めるフリーハンドを与えるという側面を持つものであった。このままではレビン氏が指摘したように、米軍はグアムと普天間に2つの大規模基地を手に入れることになる。このような都合主義が沖縄とグアムの人々の主権と生存権を脅かしながら実現されていくことが許されてよいのだろうか。(田巻一彦) 

- 1 「グアムにおける軍増強建設タイムラインを充足するためのコストと課題」(11年6月27日、GAO-11-459R)
- 2 日米安全保障協議委員会(2+2)共同発表(12年4月27日)。

【資料1】 Guam建設予算に関する米議会の対応の経緯(要約)

※米議会調査サービス報告書「Guam: 合衆国の国防配備」(2014年11月26日、RS22570)、25～28ページをもとに要約。

NDAA = 国防認可法(National Defense Authorization ACT)

NDAA2009¹(08年10月14日 発効、公法110-417)

2009会計年国防認可法(NDAA2009)はGuamにおける建設のために総額1億8000万ドルを承認、財務省に軍の移転・再編のための特別勘定を設置した。

NDAA2010(2010年10月28日 発効、公法111-84)

2009年5月、ゲーツ国防長官(当時)が提出した2010会計年国防予算案には、世界的国防態勢の再編の一環としての海兵隊8000人の沖縄からGuamへの移転に必要な建設費用として41億8000万ドルが含まれていた。NDAA2010はこのうち7330億ドルを承認した。これが、沖縄海兵隊のGuam移転を公式目的として承認された最初の予算である。ただし、NDAA2010は予算承認の条件として国防総省にGuamに関するマスター・プランを議会に提出することを求めた。同法及び両院協議会²報告書には沖縄海兵隊Guam移転に関する多くの条項が明記された。議会はまた、太平洋海兵隊の訓練、即応態勢及び移動のための必要条件に関する報告を国防総省に求めた。

NDAA2011(11年1月7日 発効、公法111-383)

Guamにおける軍再編に関連する条項の中にはGuamに再配置された軍に対する自然及び人為的脅威並びに軍部隊を支援するための施設及び所要経費に関する国防総省への報告要求が含まれていた。上下両院軍事委員会はともに、国防総省の再編計画も2010年9月に海軍が発行した国家環境政策法(NEPA)に基づく環境影響評価(EIS)の決定書

のいずれも、海兵隊の訓練場と水陸両用部隊の上陸場等の重大な決定に言及していないことに対する憂慮を表明した。また両軍事委員会は、国防総省によるアップデートされたマスター・プランを含む追加的情報提供がない限りGuam移転の建設費を承認しないよう議会に勧告した。結果的に一本化されたNDAA2011は、要求額のうち3200億ドル(駐機場、地盤整備、ユーティリティ整備)を削除し1760億ドルのみを承認するものとなった。

NDAA2012(11年12月31日 発効、公法112-81)

下院法案は、Guamの海兵隊及び空軍のプロジェクトに対して3億352万ドルの予算を承認(国防総省要求額から640万ドルを削減)。これに対して上院では、レビン、マケイン両議員らが戦力再編の再精査を要求した³。つづいて上院軍事委員会は沖縄海兵隊のGuam移転に関する2プロジェクト・1億5600万ドルをカットした。2012年には支出の必要がなく、且つ国防総省のマスター・プランも未だ提出されていないというのが理由であった。さらに海兵隊移転のための物品調達費も時期尚早として削減した。両院協議会の結果、予算が承認されたのは空軍プロジェクトの8360万ドルのみであった。発効した法には、国防総省が管轄する陸上プロジェクトのために歳出が承認されたいかなる資金、もしくは日本から提供された資金も、特定の要件が充足されない限り沖縄からGuamへの海兵隊移転のために支出してはならないという支出凍結条項が含まれていた。議会が挙げた要件とは、海兵隊の太平洋における戦力配備計画、国防総省のマスター・プラン、普天間代替施設の具体的進捗の保証、Guamのインフラ整備計画、そしてアジア太平洋における米軍の態勢に対する評価である。

NDAA2013(13年1月3日 発効、公法112-239)

下院を通過した法案は2億2290億円の予算を承認した上、NDAA2012年予算

支出凍結条項を削除したが、上院の承認額は850万ドルであった。両院協議会で一本化された法は、実弾射撃場等の1億5990億円を承認するものであったが支出凍結は残された。凍結解除の要件は次の四つとされた: 1) 有事対応能力を充足するような海兵隊の配備計画(兵站を含む)、2) 国防総省による前記配備計画に対応した施設・インフラ整備に関する基本計画の提出、3) 海軍長官による普天間飛行場の施設・インフラの修復計画案の提出、4) 関連部局間で調整されたGuamにおける建設工事に要する労働力、経費及び日程に関する計画。法は、さらに国防長官に対して、統合参謀議長と協議の上、法発効後1年以内に、アジア太平洋地域戦力態勢を実行するために必要な戦力構成、近代化計画、インフラ、予算等関連施策、Guamの作戦上の必要性に関する報告を議会に提出するよう求めた。

NDAA2014(13年12月26日 発効、公法113-66)

下院を通過した法案はGuamにおける海軍、空軍予算として4億9460万ドルを承認した。最終的に一本化された法は、予算額は下院案を採用しつつ支出凍結を基本的に継続するものであった。

(訳・要約: ピースデポ)

(訳注)

- 1 08年10月～09年9月が対象。
- 2 米議会での法案審議は上院と下院で独立して行われるので委員会審議を経て本会議を通過した法が上・下院で異なることがよくある。その場合には、両院の代表者による両院協議会で調整・修正が図られ一本化される。法は大統領の署名によって発効し、「公法」となる。
- 3 上院を通過した法案は、「財政緊縮が厳しく求められ、さらに政治的・大衆的反対の高まりに直面している今、沖縄とGuamの両方に大規模な軍事施設を建設するという課題を達成することは、現実的時間枠の中では不可能」との認識の下に、代替施設の県内建設ではなく、機能の嘉手納空軍基地への統合によって普天間飛行場の早期返還が可能ではないかと、国防総省に研究を促した。

【資料2】両院合同説明文書(抜粋訳) 2015会計年国防認可法 副節C アジア太平洋の軍再編に関する条項

第2821節 アジア太平洋地域における海兵隊の再編

下院が採択した法案は、2014会計年軍事建設歳出法(公法113-66B)を修正し、日本の沖縄からGuamへの海兵隊部隊の移駐に対する明示的制約(支出凍結)を削除するというもの

であった(2831節)。

上院の法案は、特定の条件が充足されない限り沖縄からGuamへの海兵隊部隊の移駐を実施するための建設プロジェクトへの支出凍結を継続するというものであった(2821節)。

両院協議会の合意は、上院法案の沖縄からGuamへの海兵隊部隊移駐を実行するための建設予算支出の凍結を削除し、それに代わるものとして、2014年のGuam・マスタープランとインフレ率及び法修正の内容を考慮

して、これら建設費総額の上限額を設定するというものである(訳者注: 87億2500万ドル)。同条項はまた、Guamの公共インフラに関しては、補助金、移管措置、協力協定もしくは公共インフラ整備のための補足的原資が法によって承認され、2014会計年国防認可法2831節が規定する経済調整委員会の報告書に記載された事業計画に使用される場合を除いて、支出凍結を継続することとした。(後略) (訳: ピースデポ)

米海軍イージス艦3隻、横須賀に追加配備

危険な「最前線基地」としての機能強化

3隻の追加配備計画

米海軍横須賀基地に新たに3隻のイージス艦が配備される計画が相次いで公表された。米国が掲げるアジア太平洋シフトの「リバランス」戦略の一環と位置づけられており、その拠点として横須賀基地の機能強化を図る計画である。

太平洋艦隊司令部は15年1月16日、ミサイル巡洋艦「チャンセラーズビル」(CG62)を15年夏を目処に追加配備すると発表した。チャンセラーズビルは、米海軍の巡洋艦近代化計画によってアップグレードされたばかりであり、最先端の防空戦、水上戦、対潜戦能力を持つ最新のイージスシステムである「ベースライン9」を搭載する艦船として初めて海外配備される¹。

横須賀基地へのイージス艦の追加配備に関しては、すでに昨年10月、弾道ミサイル防衛(BMD)能力をもつミサイル駆逐艦「ベンフォールド」(DDG65)と「ミリアス」(DDG69)を、現在の母港である米サンディエゴ基地から配備することが発表されている²。配備時期は、それぞれ15年8月と17年7月とされる。米軍関係者は合計で約1000人増加することが見込まれているが、新たな住宅建設などは行われない予定である。またこのとき同時に、16年初頭を目処に、現在横須賀に配備されている「ラッセン」(DDG82)と交代して米バージニア州のノーフォーク基地を母港とする「バリー」(DDG52)が配備されることも発表された。ラッセンはフロリダ州のメイポート基地に移動する。

MD拠点へ強化される横須賀

米オバマ政権は12年1月の国防戦略指針において、「アジア太平洋重視」を打ち出した³。同年6

月には、パネッタ国防長官(当時)が2020年までに海軍力の6割をアジア太平洋地域に振り分ける方針を示した⁴。今回の追加配備はこうした計画の一環である。

横須賀基地は、米空母打撃団(CSG)や水陸両用即戦団(ARG)などの戦闘団が母港としている世界唯一の海外基地であり、現在、第7艦隊旗艦「ブルーリッジ」(LCC19)、ニミッツ級原子力空母「ジョージ・ワシントン」(CVN73)のほか、ミサイル巡洋艦2隻とミサイル駆逐艦7隻の計11隻(すべてイージス艦)が配備されている。新たに発表された配備計画に従えば、17年までに計14隻体制まで増強されることになる。資料として配備艦船の一覧を示す。

新たな配備計画は、たんに隻数の増加を意味するだけではなく、BMD体制が強化されることを意味している。横須賀に配備されているBMD能力を持つイージス艦は、現在5隻であるが(資料参照)、これらはすでにアジア太平洋における米国のMD網の不可欠の一部を構成しており、今後、ベンフォールドとミリアスの配備、そして、ラッセンとバリーの交代によって、17年半ばまでに8隻体制へと増強される計画である。これらは、昨年12月に本格運用が開始された京都府京丹後市の経ヶ岬通信所の「Xバンドレーダー」(弾道ミサイル探知・追尾用レーダー)と連動して運用されることになる。首都圏に位置する横須賀基地は、原子力空母の配備に加え、最新鋭のBMD能力を担保する軍事的対抗の最前線に立たされる危険に直面している。(吉田遼) 

注

- 1 星条旗新聞、15年1月20日。
- 2 星条旗新聞、14年10月16日。
- 3 本誌第394号(12年2月15日)参照。
- 4 本誌第404号(12年7月15日)参照。

【資料】横須賀母港米艦船の一覧

	艦名(記号)	艦級・艦種	配備期間	BMD能力の有無(イージス艦のみ)
1	ジョージ・ワシントン(CVN73) ^{※1}	ニミッツ級原子力空母	08年9月25日～	—
2	ブルーリッジ(LCC19)	ブルーリッジ級揚陸指揮艦	79年10月～	—
3	アンティータム(CG54)	タイコンデロガ級ミサイル巡洋艦	13年2月5日～	無し
4	シャイロー(CG67)	タイコンデロガ級ミサイル巡洋艦	06年8月29日～	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)
5	カーチス・ウィルバー(DDG54)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	96年9月30日～	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)
6	ジョン・S・マッケイン(DDG56)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	97年6月～	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)
7	フィッツジェラルド(DDG62)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	04年9月30日～	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)
8	ステザム(DDG63)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	05年6月17日～	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)
9	ラッセン(DDG82) ^{※2}	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	05年9月2日～	無し
10	マッキャンベル(DDG85)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	07年7月9日～	無し
11	マスティン(DDG89)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	06年7月8日～	無し
12	チャンセラーズビル(CG62)	タイコンデロガ級ミサイル巡洋艦	15年夏配備予定	無し
13	ベンフォールド(DDG65)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	15年8月配備予定	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)
14	ミリアス(DDG69)	アーレイ・バーク級ミサイル駆逐艦	17年7月配備予定	迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)

※網かけ…今後配備が予定されている艦船

※注1…15年中にロナルド・レーガン(CVN76)と交代する予定。

※注2…16年初頭を目処にバリー(DDG52)と交代する予定。バリーは迎撃能力あり(SM3ミサイル搭載)。

過去に向き合う真の勇氣

こんなはずではなかった、とご当人は今になって「ほぞを噛む」思いに見舞われているのではないか。他でもない、安倍晋三首相が今年の夏にも表明しようとしている、戦後70年談話についてのことである。

安倍首相は第1次政権後の09年に『村山談話』を歴史認識だと教えるのは大間違い。私は先の政権に在ったとき、できれば歴史認識に立ち入らない『安倍談話』を出したかった」と述べている。断るまでもなく戦後50年に出された『村山談話』では、「わが国は遠くない過去の一時期、国策を誤り、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」と認め、痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」と右翼保守派の議員たちの反発の中、ギリギリの表現によって筋を通したものであった。もちろんこうした見方を“自虐史観”と排する人たちに組する安倍首相にすれば、とうてい承服し難い談話と映ったのであろう。折に触れてこの談話を悪しざまに非難し、特に「侵略」の表現に対して、「侵略の定義は定まっていない」などと独りよがりの主張でケチをつけ続けてきた。

こうした延長線上で今回の戦後70年を迎え、首相にとっては好機至れりとはばかり談話作りに着手しようとしたはずである。メディアの問い掛けにもためらうことなく、かねての持論を口にした。その際、強調したのは「過去への反省」よりも「戦後日本の平和貢献への歩み」や「未来志向」の積極外交に重きを置くことであり、『村山談話』に捉われたくない意志表示とも受け止められた。この報道にさっそく反応したのは、中国及び韓国であった。両国は安倍首相の歴史認識に対して、懸念と警戒の意を込めてこれをけん制した。

それには無理からぬ理由があったのだ。村山談話の基本認識は、98年10月の日韓共同宣言、98年11月の日中共同宣言、さらに02年9月の日朝共同宣言においても生か

され、いわば日本の国際的誓約に近いものとして相手国に受け取られてきた経緯がある。加えて、米国政府筋からも首相の歴史修正主義的視点に対する警告が出されるに及んで、当初の姿勢を見直さざるを得なくなった。その結果、今年1月末の国会答弁の中で安倍首相は、「村山談話も小泉談話も、政府として閣議決定した談話を全体として受け継いでいく」とやや抽象的ながら否定はしなかったし、2月19日には安倍談話を検討する有識者会議「21世紀構想懇談会」の設置を発表した。

筆者はこの件と関連して95年の戦後50年、そして被爆50年時のことを思い起こした。筆者はこの年の3月に「国際市民フォーラム・長崎」プレ会議及び同年8月のアメリカン大学における「核兵器のない世界へ」のフォーラムに、何れもパネリストとして招かれる機会があった。前者ではシンガポール特派員の記者が、後者では在米中国人留学生がほとんど同様趣旨の発言をした。それは「日本政府が過去にアジアで行った侵略と加害の歴史を直視し、謝罪するのではなければ、いくら原爆被爆の悲惨さを訴えても私たちアジア人の共感を得ることはできないだろう。なぜならアジアでは、いまでも原爆投下は侵略者日本への“天罰”だとする論が根強いからだ」というのだった。

そうだ、当時はいくら時の首相が「先の大戦は、疑いなくアジアへの侵略戦争だった」と反省、謝罪しても、すぐに足元の閣僚がこれを否定し、しばしば辞任に追い込まれていた頃だった。しかし今回は重味の点でその比ではない。一国の総理が植民地支配や侵略の事実をあくまで否定したがっているとしたら、単に見苦しいばかりではなく、多くの良識ある国民や被爆地の市民の思いとは全く相反する。私たちは過去のあやまちを潔く反省し、辛くとも加害の歴史と誠実に向き合う勇氣こそ、国の誇りであると信じているからだ。



特別連載エッセー●87

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2015.2.6～3.5

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

CD=ジュネーブ軍縮会議/IAEA=国際原子力機関/ISIL=「イスラム国」/NPT=核不拡散条約/ODA=政府開発援助/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル/START=戦略兵器削減条約/THAAD=高高度ミサイル防衛

- 2月10日 AP通信、ISILの外国人戦闘員が約90か国からの2万人に達したとの新たな推計を米情報当局がまとめたと報じる。
- 2月10日 安倍政権、ODA新大綱を閣議決定。災害救助などの非軍事目的であれば、他国軍への支援をできると初めて明記。
- 2月10日 ロシア、エジプト両大統領、カイロで会談、包括的協定締結。エジプトの原発建設計画をロシアが支援することで合意。
- 2月10日 オバマ米大統領、ISILに拘束されていた米国人女性死亡したと発表。
- 2月11日 オバマ米大統領、ISILに対する武力行使を認める決議案を議会に提出。
- 2月11日 オバマ米大統領、現在は予定はないが、米国の安全が脅かされた場合にはISILに対する地上戦も辞さないとする。
- 2月12日 マチュゴラ駐北朝鮮ロシア大使、「両国首脳は定期的にメッセージを交換している」と述べる。
- 2月12日 韓国政府、米THAAD配備の米からの要請はなく、協議していないと表明。
- 2月12日付 日本政府関係者、北朝鮮が拉致問題を巡る公式協議を3月にも再開するよう求めていることを明らかに。
- 2月17日付 オーストリアがNPT再検討会議に向けて全国連加盟国に呼びかけている核兵器禁止を誓う文書に、日本が賛同しない方針であることが判明。(本号参照)
- 2月18日 アーネスト米大統領報道官、イラン核協議をめぐるイスラエルが不正確な情報を流しているとして非難。
- 2月19日 天野IAEA事務局長、イラン核開発に関する報告書をまとめ、関係国に通知。
- 2月22日付 安倍政権、「文官統制」を廃し、文官と自衛官を対等の立場にする防衛省設置法改正案を国会に提出する方針固める。
- 2月24日 米ジョンズ・ホプキンス大のウィット客員研究員、北朝鮮は20年までに核

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.comに

メールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまで登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために

編著：NPO法人ピースデポ/監修：梅林宏道

発行：緑風出版/2014年11月30日/A5判 356頁

会員価格1700円/一般価格2000円(ともに+送料)

特集 核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ

- 2013年のキーワード：核軍縮/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
- 市民と自治体にできること
- 豊富な一次資料

兵器最大100個を製造可能との分析を発表。

- 2月26日 ヘイニー米戦略軍司令官、北朝鮮がSLBM開発を進めていると米下院で証言。
- 3月3日 イスラエルのネタニヤフ首相、米議会で演説。イラン核問題の包括合意案を「ない方がよい」と批判。オバマ米大統領、「合意がなければ核開発が再開される」と反論。
- 3月3日 李北朝鮮外相、CDでの演説で、「我々は米国を抑止し、必要であれば先制打撃を加えることができる」と述べる。
- 3月5日 オバマ米大統領、NPT発効45周年の声明。ロシアに対し、新STARTからさらなる核削減交渉を行う用意があると述べる。

沖縄

- 2月6日 辺野古埋立て承認を検証する第三者委員会初会合。検証結果は7月にも報告。
- 2月6日 第11管海保、辺野古抗議活動参加者らの拘束理由について説明拒否。
- 2月8、9日 東村・高江、提供前のN4地区ヘリパッド内で米軍が野営訓練。
- 2月10日 政府、辺野古での市民と海保の衝突について、「業務は適切」との見解示す。
- 2月10日 米軍施設返還跡地の沖縄市サッカー場のドラム缶発見現場で、溜り水から基準値の170倍を超えるダイオキシンを検出。
- 2月10日 辺野古移設反対署名に約1万7千人。海外有識者らがネットで呼びかけ。在米日本大使館へ手渡す。
- 2月12日付 米軍北部訓練場司令官、住民らの基地反対運動に関し、「共産党からお金をもらっている」との事実誤認の発言。
- 2月12日 名護市議会が、海保、県警、防衛局へ過剰警備への抗議と辺野古埋立て作業の中止を求める意見書を提出。
- 2月12日 米軍嘉手納基地所属EP3電子偵察機1機から金属パネル落下。被害報告なし。
- 2月13日付 米ジュゴン訴訟棄却。外交・防衛問題には司法が介入できないとする米国防省側の主張を採用。原告、上訴の方針。

- 2月16日 翁長知事、沖縄防衛局にコンクリートブロック海底設置作業の停止指示。
- 2月17日 未明にキャンプ・シュワブへ資材搬入。ボーリング調査や仮設機橋設置作業用の資材、クレーンなど。
- 2月17日 東村・高江N4地区、2着陸帯の先行提供の閣議決定。本格運用開始。
- 2月20日 高江N4地区、ヘリパッド建設抗議のテントが撤去される。
- 2月20日 沖縄防衛局、辺野古コンクリートブロックの新設、移動を行わないと回答。
- 2月22日 キャンプ・シュワブゲート前で基地建設反対県民集会。2800人参加。米軍警備員、集会前に山城沖縄平和運動センター議長ら2人を基地内に引きずり込み、拘束。
- 2月22日 与那国島、陸自配備への賛否を問う住民投票。賛成632、反対445、無効17で賛成が反対を上回る。投票率は85.74%。
- 2月23日 キャンプ・シュワブで拘束され名護署に移送されていた2人、解放される。
- 2月24日 キャンプ・シュワブ米軍幹部、2人の拘束は「上からの指示」と述べる。
- 2月26日 県、辺野古潜水調査。コンクリートブロックによるサンゴ損傷を確認。
- 2月26日 翁長知事、6月23日の追悼式平和宣言に、辺野古移設に反対し、政府への県外移設の要求を盛り込む意向を表明。
- 3月4日 稲嶺名護市長、施政方針演説で、辺野古移設に「断固たる決意で反対を訴えていく」と改めて表明。
- 3月4日 日本政府、日米両政府との道路共同使用協定書の県による開示決定の取り消しを求め、県を相手取り那覇地裁に提訴。
- 3月4日 沖縄国家公務員労組、シュワブゲート前テント撤去業務は職員に苦痛を与え、内閣府沖縄総合事務局に申し入れ。

今号の略語

- BMD=弾道ミサイル防衛
- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- NPT=核不拡散条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、芹澤麻由、津留佐和子、福田夏美、丸山淳一、梅林宏道